

参考資料

以下は「メディアネットワークセンター規則」、「早稲田大学助手規程」等の抜粋です。**（変更することがありますので、あらかじめご了承ください）**

「メディアネットワークセンター規則」

（助手）

第40条 早稲田大学学術院規則第30条の規定に基づき、センターに助手若干人を置く。ただし、センター以外を本属とする助手を兼任させることができる。

2 前項ただし書の場合においては、事前にその所属箇所の長の承認を経なければならない。

第41条 削除

（助手の任務）

第42条 助手は、所長の命を受けて研究員を補佐し、研究、調査その他センターの事業に従事する。

（早稲田大学助手規程の準用）

第43条 早稲田大学助手規程第3条から第11条までの規定は、センターを本属とする助手に準用する。この場合において、同規程の規定は、次のとおり読み替えるものとする。

一 第3条、第4条、第9条および第10条中「教授会」とあるのは「管理委員会」

二 第4条第1項および第3項中「学術院長」とあり、第5条中「所属の学術院長」とあるのは「所長」

三 第11条中「各学術院」とあるのは「センター」

「早稲田大学助手規程」

第1条 省略

第2条 省略

（助手となり得る資格）

第3条 助手は、修士の学位を取得した者またはこれと同等以上の学力を有する者の中から、学力および人物の優秀な者について、教授会の推薦に基づき、大学が嘱任する。ただし、当該教授会が特に必要と認めたときは、学力が卓抜で人物が優秀な学士の学位を取得した者を、助手として嘱任することができる。

（助手の指導）

第4条 助手は、学術院長の監督の下に、教授会の承認した専攻分野の研究に従事する。

2 助手の研究を指導させるため指導教員を置き、本大学教員の中から、教授会が委嘱する。ただし、必要と認めるときは、本大学教員以外の指導者を選定し、助手の指導を委嘱することができる。

3 学術院長は、指導教員と協議の上で、助手にその専攻分野に関連のある研究ならびに教授上の補助をさせることができる。

(助手の研究報告)

第5条 助手は、研究報告書を、年1回以上、指導教員を経て、所属の学術院長に提出しなければならない。

(助手の嘱任の申請)

第6条 助手の嘱任の申請には、本人の履歴書、健康診断書および学力の証明に適当な資料を添付しなければならない。

(助手の給与)

第7条 助手は、有給とする。給与額は、別に定める。

(助手の学費)

第8条 助手の大学院学生としての学費は、免除する。

(助手の兼職禁止)

第9条 助手は、他の職に就き、または他の学校の教員になることができない。ただし、教授会の議を経て大学が認めた場合は、この限りではない。

(助手の解任)

第10条 病気その他の理由によって、助手として研究を継続させることを不相当と認めるときは、教授会の決議に基づき、大学がこれを解任する。

(各学術院の細則)

第11条 各学術院は、大学の承認を経て、助手の推薦資格、選抜の方法、指導方針等について、別に細則を定めることができる。

「助手給与規程」

(規程制定の根拠)

第1条 この規程は、早稲田大学助手規程第7条の規定に基づき、助手の給与等について定める。

(本給等の支給)

第2条 助手規程第1条第1項の規定による助手(以下「第1項助手」という。) 中略 に対しては、次の各号に定めるものを支給する。

一 第1項助手 本給

二 省略

第3条 省略

(通勤費補給金の支給)

第4条 交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤費補給金を支給する。

2 省略

(本給の支給)

第5条 第1項助手の本給の額は、別表1のとおりとする。 (*1)

(各期手当の支給)

第6条 第1項助手の各期手当の額は、年間を通じ本給月額³の3か月分に相当する額とする。(*2)

2 省略

(退職金)

第7条 第1項助手には、退職金を支給しない。

(*1) 上記第5条別表1

に関しては、お問い合わせをいただければ、お答えいたします。

(*2) 上記第6条

に関しては、別規程があり、「4月1日付けで採用の方の最初の夏期手当は所定額の1/3」が適用されます。したがって、初年度は「本給月額³の3か月分」に満たない額となります。